

# 労働組合会計の基本原則と収益課税対策

2011年10月7日

東京税財政研究センター・法人部会

## I 労働組合会計の基本原則

### 1、準拠する労働組合会計基準

- ・ 労働組合砲には会計に関する規定が少なく、すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の会計状況を示す会計報告を、職業的会計監査人が監査の上大会に報告する規定（労組法5条）と、労働組合が共済事業等に拠出した基金の流用に関する規定（労組法9条）のみとなっている。したがって、会計に関する具体的規定はなく、一般に公正妥当な会計慣行により処理することになっている。
- ・ この背景には、労働組合はその自主的な活動が法により尊重されていること、会計に関して行政の監督権限が及ばないこと、労働組合の機構および組織は複雑で、画一的な会計方法がとりにくいこと等があげられます。
- ・ しかしながら、野放図な会計処理・報告では組合員の負託に応えられないことから、一定のルールが必要となっています。そこで昭和60年10月、日本公認会計士協会から「労働組合会計基準」が制定公表され、現在では多くの労働組合がこの会計基準に準じた会計方法を採用しています。
- ・ この会計基準は、「労働組合会計に関する一般的な規範を示すものとして作成したが、その適用に関しては、労働組合会計に携わるもののガイドラインとしての役割を期待したものである」と解説されているように強制される性格のものではありませんが、現在のところ最も適切な会計の基準ということがいえます。

### 2、労働組合会計基準の内容

- ・ 内容は、第1 総則、第2 予算及び予算書、第3 収支計算書、第4 貸借対照表、第5 本部・支部会計、第6 特別会計、第7 総合貸借対照表、第8 付属明細表 からなっています。  
以下、基本点を解説します。

#### (総則)

- ・ 総則では、目的、一般原則等が記載されています。
- ・ 目的では、労働組合の収支・財産の状況を適切に把握し報告することによ

り活動状況を明らかにするとしています。つまり、組合員が納入した組合費等の資金を組合運営のために消費した結果としての収支の状況、および業務用の資産や運用資産に投じられている財産の状況を適切に把握し、それを組合員に報告することによって活動状況を明らかにし、組合執行部の責任を明確にすることにあります。

- ・ 一般原則では、真実性の原則、複式簿記の原則、継続性の原則に従って、計算書類（収支計算書、貸借対照表及び付属明細表）を作成しなければならないとしています。
- ・ 複式簿記は、発生した取引事実を組織的な勘定記録を通じ原因と結果の二面から把握するもので、それは各取引を仕訳という手法によって行われます。一般に「正規の簿記の原則」といわれるものです。

#### (予算)

- ・ 予算の一般原則は、予算は活動計画に基づいて作成しなければならないと規定され、当該会計年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明らかにするものでなければならないとされています。

#### (収支計算書)

- ・ 収支計算書は、一会計年度におけるすべての収入と支出の内容を明らかにするものです。収支計算書は総額主義が原則です。

一般的収入科目としては、組合費収入、交付金収入、賦課金収入、寄付金収入、雑収入、資産売却収入、積立預金取崩収入、特別会計繰入収入、借入金収入、前年度繰越金などがあります。収益事業（法人税法上の）収入は特別会計にするのがベターですが、収入金額に重要性がない場合には、一般会計の雑収入とすることもできます。

支出の部に示される科目としては、人件費、事務局費、会議費、事業費、支部交付金、情宣費、会費などの事務所経費（予備費も含む）および支払利息、資産購入支出、借入金返済支出、特定預金支出、特別会計繰入金支出などが掲げられています。次年度繰越金が支出の部に表示されますが、支出項目と考えるよりも、前期繰越金を含めた収入の部の合計額と支出合計との差額のこと、この次期繰越金は貸借対照表の正味財産の部の次期繰越金と一致します。

- ・ 組合の収支は、資金の増加を収入とし、資金の減少を支出として計算されますので、資金の範囲を定めておきます。一般的には、現金預金、短期金銭債権債務、前払金、前受組合費および市場性のある一時所有の有価証券があります。

短期金銭債権には、近い将来（1年以内）現金または預金を増加させるもので、未収組合費、短期貸付金、立替金などが該当します。短期金銭債務は近い将来の金銭の支払いを目的とした債務で、未払金、預り金、短期借入金などが該当します。

#### (貸借対照表)

- 貸借対照表は当該会計年度末現在におけるすべての資産・負債および正味財産の状況を明らかにするものでなければならぬとされており、収支計算書と同様、総額主義の原則が働きます。

#### 貸借対照表の項目区分（代表例）

##### a 資産の部

流動資産（現金・預金、未収組合費、有価証券等）

固定資産

有形固定資産（土地、建物、什器備品等）

その他の固定資産（退職給与引当資産、〇〇積立金等）

##### b 負債の部

流動負債（未払金、前受組合費、預り金等）

固定負債（長期借入金、退職給与引当金等）

##### c 正味財産

固定資産等見返正味財産

〇〇積立金

次年度繰越金

- 貸借対照表に記載する資産の価格は原則として当該資産の取得価格を基礎として計上しなければならないとされ、資産について相当の減価償却を実施した場合には、当該減価償却累計額を控除した額を資産の貸借対照表価格とするとしています。すなわち減価償却をするかしないかは当該組合の自由ですが、実施した場合は減価償却後の価格を貸借対照表価格とするということです。しかし、法人税法上の収益事業特別会計は、申告所得に影響するため減価償却は必須になります。

#### (特別会計)

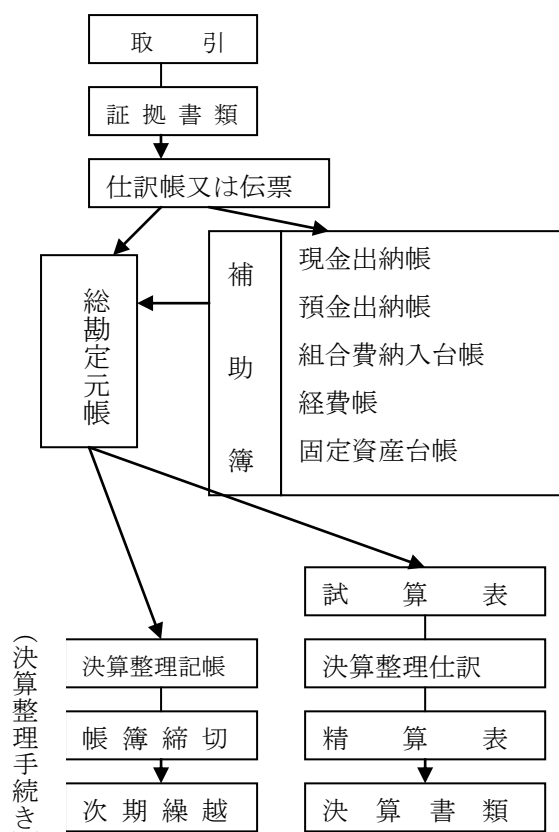
- 特別会計には、特定の目的を定めて徴収した資金を財源として組合活動を行う場合や、将来の特定の支出に備える場合等に設けます。特別会計にはその設定した資金の性格によって、正味財産としての性格を有するものと、負債としての性格を有するものがあります。
- 資金の徴収を特別の目的を持ってした場合は、その資金を一般会計から除

外するため、一般会計や他の特別会計と分離し管理します。例えば闘争資金、会館建設資金など、それぞれの目的のために組合員が納入することを定め、またその用途の方法についても規約等に定めるときなどは、他の資金と混同したり他の目的のために使用されないようにする必要がありますからです。共済会計も、組合員の相互扶助の精神に基づいて共済活動を行うもので、共済のための資金を組合活動に直接流用するものではありません。

- ・ 将来の支出に備えるため、または特定の支出に備えるため、一般会計の資金を源泉として積み立てられる特別会計があります。退職積立金会計、車両購入積立金会計などありますが、このような特別会計は管理上の利便のために設定されるもので、絶対に必要というものでなく、一般会計の枠内で処理してもかまいません。
- ・ 他の法令等により設けられる特別会計、例えば法人税法の規定により収益事業とされるため区分経理をする必要がある場合の収益事業特別会計等があります。

### 3、会計帳簿の種類

- ・ 会計帳簿は、主要簿と補助簿に分類されます。
- ・ 主要簿は、総勘定元帳と伝票（入金伝票、出金伝票、振替伝票）を用いた体系が多く採用されています。
- ・ 補助簿は、現金出納帳、預金出納帳、組合費納入台帳、経費帳、固定資産台帳等が主なものですが、総勘定元帳のみでは管理できない場合、それぞれの勘定科目ごとに内訳台帳のようなものを作成して管理することもできます。決算整理手続きは右図のようになります。



### 4、外部監査からの感想

- ・ 資金の範囲のところで記述しましたが、未収組合費は短期金銭債権であり期末決算時に正確に計上するのが望ましいと考えます。これは財政面から

の要請もありますが、組織面からも検討すべき事項で、未納におちいった組合員をどう立て直すか全体の英知を結集して団結を回復する機会にする作風をつくる上でも重要な課題です。当初予算は現行組合員で計上するわけですから、期末では計上すべきではないでしょうか。

- ・ 預り金、立替金、仮払金等について長期未清算のまま残しているのが散見されます、期中で処理するよう努力するのが原則です。

## II 収益課税対策

### 1、労働組合が課税対象となる税金の概要

#### (1) 法人税

法人格のある労働組合→法人税法上、公益法人等に該当

法人格のない労働組合→人格のない社団等に該当（土建各支部該当）

- ・ いずれも収益事業を営む場合は、その収益事業に係る所得に対して法人税が課税され、人格のない社団等は一般の普通法人と同様に取り扱われます。
- ・ 収益事業とは、販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。政令で定める事業には、物品販売業から労働者派遣業までの34事業が付随事業も含めて限定列挙されています。
- ・ 東京土建各支部の主な収益事業  
国保事務手数料（消費税簡易課税は第4種事業、みなし仕入れ率60%）  
共済 同 （ 同 同 同 ）  
労災 同 （ 同 第5種事業、みなし仕入れ率50%）  
資格 同 （ 同 同 同 ）  
不動産賃貸収入（ 同 同 同 ）

労金事務手数料は2009年5月で廃止され、利用配当に変更されましたので消費税の取扱いは非課税となります。

#### (2) 法人住民税および法人事業税

労働組合は、原則として非課税とされていますが、収益事業を営む場合にのみその収益事業に係る所得金額に法人税割・事業税が課せられます。また、収入や所得にかかわらず均等額が課せられます（7万円）。

#### (3) 消費税

- ・ 労働組合も対価を得て資産の譲渡等を行うかぎり課税業者になります。
- ・ 「対価を得て行う」とは、販売代金などの反対給付を伴う給付であり、対価性のある給付を行うことです。したがって、寄付金、補助金などは対価性がないので、課税とはなりません。労働組合が受け取る通常の組合費収入、交付金収入、賦課金収入は、組合の業務運営を図るために受け取るものであり、組合が業務運営を図ること自体には対価性はありません。
- ・ 課税事業者は、他の事業者や消費者から徴収している消費税（課税売上に係る消費税）から、他の事業者へ支払っている消費税（課税仕入れに係る消費税）を控除した額を納付することになります。なお、控除する消費税額を控除対象仕入税額とありますが、必ず全額が控除されるわけではありません。課税売上割合が95%未満である場合や特定収入割合5%超の場合は、課税仕入れに係る消費税を調整計算により減額して控除することになります。簡易課税を選択している場合は必要ありません。
- ・ 簡易課税制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合に選択することができます。この場合、みなし仕入れ率を適用して控除対象仕入税額を計算します。

#### (4) 所得税の源泉徴収

- ・ 源泉徴収制度とは、給与や報酬などを支払う者が、その支払う金額から給与、報酬に係る所得税を徴収して、その徴収した所得税を所定の期限までに国に納付する制度です（住民税の特別徴収も同様）。労働組合が源泉徴収の対象となる給与、報酬等の支払をする場合は、源泉徴収義務者となります。
- ・ 源泉徴収の対象となる所得は、主に次の通りです。
  - 給与所得
  - 退職所得
  - 報酬・料金等（原稿料、講演料、弁護士等の業務に関する報酬）

## 2、どのような点を注意すべきか

### (1) 収益事業における費用の配賦基準

費用のうち、収益事業に直接要したものは、収益事業分として経費に算入しますが、収益事業と非収益事業に共通する費用は、継続的に、合理的な基準でそれぞれに配賦することになります。

人件費	従業員の従事割合
減価償却費	資産の使用割合

地代 家賃	使用建物面積割合
固定資産税	同
冷暖房費	使用建物面積割合または容積割合
福利厚生費	従業員数または従事割合
消耗品	同
その他一般管理費	収入金額割合

(2) 簡易課税における事業区分

第1種事業から第5種事業までの5区分となります。

(3) 源泉徴収における特有の問題点

- ・ 役員への活動費、調査費等の名目で現金を支給する場合は、必ず実費清算する必要があります。清算しないまま渡し切りで記録もあいまいであれば役員への給与とみなされる場合があります。組合や本人に追徴税額が発生します。
- ・ 労働組合が組合活動参加者に支給する日当・旅費等については、支給を受けた組合員が組合事務専従者であるかどうかで取り扱いが異なります。専従者については、通常の給与・旅費規定に準じて取り扱います。専従者以外の組合員の場合は、原則として雑所得の収入金額となり経費を差引いて申告することになります。ただし、その金額が専従者と比較して大差がない場合は、専従者と同様の取扱いになります。

3、財政担当書記・職員の留意点

- ・ 組合の諸活動は財政的な裏付けがあってはじめて機能します。その財政を担う組合の重要な部署であるという認識が大切です。
- ・ 会計処理は、準拠する会計基準や組合の慣習にそって正確に記帳し、収支の状況、財産の状況を、組合民主主義の上からも、いつでも分かりやすく組合員に開示できるよう心がける必要があります。
- ・ 組合費が予算にそって収支ともに正確に集金・執行されているかどうか、月次試算表などを作成し、絶えず検討し、問題点があれば直ちに執行部へ報告し対策を講じることが求められます。

(当文書は、2011年7月12日、東京土建財政担当書記研修で使用したものです。)

以上